

平成20年度 第2回流山市福祉施策審議会 議事概要

日 時

平成20年8月27日(木)午前10時~

場 所

流山市役所 第2庁舎 3階 303会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 流山市高齢者総合計画の策定について

ア 流山市の高齢者の現状について

イ 介護保険サービスの現状について

ウ 高齢者総合計画策定調査の結果について

エ 高齢者総合計画策定のためのタウンミーティングの開催について

(2) 流山市障害者計画の策定について

ア 障害者計画の骨子について

イ 平成26年度整備目標について

(3) その他

4 閉 会

出席した委員及び職員

委員	米山 孝平	中 登	玉川 定雄	白井 みどり
	漆原 雄一	渡部 昭	松本 裕美	山崎 秀雄
	高橋 英吉	大野 トシ子	横尾 裕	中澤 金司
事務局	健康福祉部長 高市 正高		高齢者生きがい推進課長 豊田 和彦	
	介護支援課長 上村 勲		障害者支援課長 小笠原 正人	
	健康増進課長 須賀 博宣		障害者支援課長補佐 村越 友直	
	障害者支援課長補佐 山口 隆		介護支援課長補佐 佐々木 正明	
	介護支援課介護給付係長 鮎川 紀夫		介護支援課介護給付係主査 菊地 義博	
	介護支援課介護認定係主査 早川仁		介護支援課介護予防係副主査 黒川 律子	
	社会福祉課健康福祉政策室長 友野 哲雄			
	社会福祉課健康福祉政策室主査 海老原 芳夫			

傍聴人 なし

会議の内容

(1) 流山市高齢者総合計画の策定について

(事務局から ア 流山市の高齢者の現状について、 イ 介護保険サービスの現状について、
ウ 高齢者総合計画策定調査の結果について説明)

議長： 事務局から説明がありました。皆様のご意見・ご質問をいただきたいと思います。質問のある方は挙手願います。

委員： 只今アンケートの結果を頂戴したのですが、これら一般高齢者と要介護認定者の調査対象はどのようにして決めましたか。

事務局： 調査の標本の抽出については、全て無作為で行っております。一般高齢者については65歳以上と要介護認定を受けている方を対象に無作為で抽出したものです。

事務局： 地域性は考慮しておりません。

議長： その他、いかがでしょうか。

委員： このアンケート調査の中間報告ですが、最終的にはいつごろできあがるのでしょうか。

事務局： あと1カ月ぐらいだと思います。

議長： そのほかにご意見はいかがでしょうか。

委員： 今資料をもらい、説明を聞いて、すぐ質問はいかがですかと言われましても自分の中で分析する時間がないです。ただ相対的に流山市、行政から見ると、案外アンケートの結果には特に問題はないという感じがします。特に健常者の場合は問題がないようです。日本の高齢者の85%が健常者ですから。その中で働いている人の割合も65～69歳の中になりにいる訳です。そういうアンケートですから、そんなに心配はないということです。今日、見せられても意見は出ません。次の最終報告までに検討したいと思います。

事務局： 一度お持ち帰りいただいて中間報告をじっくり見ていただいて、そして次回にご意見をいただくということになると思います。

委員： 介護サービスの状況のところの施設サービスについてですが、施設サービスの人数は延べ人数ということですか。定員に対して、どれくらいの人数が利用しているかを述べている訳ですか。待機者が何人いるかということには結びつかない訳です。

事務局： 只今のご質問にお答えいたします。例えば流山市においてはサービスに対して定員が何床あって、その定員のなかでの稼働率なのかということだと思います。これは、流山市の被保険者の延べ人数の19年度計画値に対する実績値の進捗状況ということでもあります。

この計画値につきましては、17年度当時に15～16年度の実績に基づいて、18・19・20年度と言う計画を立てさせていただいております。その計画に対する19年度の実績がこれだけあるという進捗状況であります。若干他市、他県も含めての介護老人福祉施設とか介護老人保健施設の利用もさせていただいての人数がこの計画値に還って、100%を上回るということでもあります。第3期計画の数値をさらに少し超えた介護老人福祉施設の利用があったということと、介護老人保健施設の利用が93.2%ということで計画に対して若干介護老人保健施設の方は少なくなっているという状況です。

委員： この計画の中でいずれ施設整備の問題も出てくるのではないかと思います。それと結びつく数値とは違いますか。

事務局： これからいろいろな施設サービスの分析を進めていきますが、今回粗い分析の中で説明、ご報告をさせていただいております。当然待機者が介護老人福祉施設においても存在して

おり、流山市は460という数字がございます。この数値の中には重度の人とそうでない人がおりますが、それらについては次の第4期の中には介護療養型医療施設の廃止というのも当然含まれておりますので、介護老人福祉施設や介護老人保健施設の計画を県と協力しながら、市内の社会福祉法人や医療法人にご協力いただきながら整備していくような形をとればと考えております。

委員： 地域包括支援センター等運営協議会の中でいろいろ申しているのではお伝えすることは特にはないのですが、私は社会福祉協議会の会長ということで、様々な会長さんが参加するシルバーサービス事業者の連絡会議を組織しております。この資料を見させていただきまして、行政の関係者やそれぞれの関係者がこのサービスに当たって非常に熱心に取り組まれておられます。先程申し上げたシルバーサービス事業者の連絡会も近いうちに開催する予定になっております。従いまして、お互いの状況を報告しあって今後どのように取り組んだらよいかというようなことにつきまして、絶えず発展的な会議を持っているということをご報告させていただきます。それから、障害者支援課の方も大変でしょうが、障害者の就労継続支援事業ということで、働く意志のある障害者に極力働ける場所を提供しようということで、市の方にご指導を受け移動支援をするようになりました。事業内容も今年度から取り組むことになっていますが、国・県の方、関係団体の方からもご協力を頂戴いたし、既に事業を開始しておりますことをご報告申し上げておきたいと思っております。

議長： 次の議題に移りたいと思っております。続いて、エの高齢者総合計画策定タウンミーティングの開催についてご報告いただきます。

(1) 高齢者総合計画の策定について

(事務局から エ 高齢者総合計画策定のためのタウンミーティングの開催について説明)

議長： 只今、事務局からご説明がありました。10月18日・25日の2日間、午前・午後の4回にわたって行われるこのタウンミーティングについて、ぜひ皆さんにご参加いただきたいと思っております。日程については広報に載せられますか。

事務局： タウンミーティングの日程については広報に掲載させていただきたいと思っております。その他福祉関係者の方々には別途ご案内いたします。

議長： ありがとうございます。

(2) 流山市障害者計画の策定について

(事務局から ア 障害者計画の骨子案、イ 平成26年度整備目標(数値目標)について説明)

議長： 事務局から説明がありました。いかがでしょうか。

委員： 新つばさ学園の新目標値は、26年度1か所となっておりますが、これは限りなく26年度の設置ということですか。

事務局： 現行の21年度の計画にもあります。21年度には予算確保に努めてまいりたいと思っております。ただし大きな計画ですので単年度というわけではありません。ここでスタートして早めに進めようということです。

議長： ほかにいかがでしょうか。

委員： 障害者の店について現計画では21年度に9か所となっておりますが、新目標では26年度に0か所となっておりますが無くなってしまうのですか。もう1点は、新つばさ学園はどういう機能をもっているのか教えていただきたい。

事務局： 小規模作業所や共同作業所と同じように新しい施設 型という形に移行するという事です。地域生活支援事業の地域活動支援センター 型ということになります。障害者の店というのがあまりのも小さすぎるので江戸川台のポケットや下花輪のひばりという店に障害者が数名いっていますが、そのお店の本体である事業者の南天の木そのものが地域活動支援センター 型ということになります。お店で数えるのではなく、 型に移行するものです。アモール、アモールプラザに障害者がいるのですがそれでは移れないので、活動はそのままに本体の 型という組織の中に入ってしまう形になります。アモール、アモールプラザ、ポケット、ひばりもお店は変わりなく営業していきます。 型の本体に入ることになるものでお店の数は変わりません。もう1点の新つばさ学園についてですが療育相談とか言葉の発達が遅れている人たちのために言語聴覚士がおります。また、資格をもっていない人たちがいますので作業療法士と医師との連携による療育相談をやっていますがその辺をさらに充実していくということです。あと部屋ですが作業療法をやるにしても今の形では狭すぎるということがありまして専門的に指導する部屋にしても新しく設けていかななくてはならない。今やっていることを、専門職を入れて機能の充実を図ると考えていただければと思います。早期発見、早期療育に努めるためにこのようにしていきます。

議長： そのほかにいかがでしょうか。

委員： 新知的障害者通所更生施設1か所、重症心身障害児施設1か所とありますが、新しく年次計画で進めると思うのですが、いつ頃を考えているのか伺います。先ほど入所はゼロというお話がありましたが、入所延べ人数ではかなりの施設に入所しているが、今入っている人は将来どうなるのか。国が入所施設は認めないといっているが今入っている人たちが安心してそのままいられるのか伺います。

事務局： 新知的障害者通所更生施設については、現行の計画にもあります。流山市はまだ人口が増えている段階でつつじ園と同じ体系ですがそこがいっぱいになったりした場合のために前から載せてあるもので、当然次の計画にも踏襲してあり、今の施設で不足した場合には整備していかなくてはならないと考えています。重症心身障害児施設については、この計画の骨子案にあります。前の計画にはありませんでしたが特出ししてあります。この3年前から鎌ヶ谷市を入れて東葛5市、1県6市で協議しています。現状では野田市が土地を無償で提供しますということで県と団体と協議しながら整備年度は決まっていますが今進めている段階です。建設にあたっては、県と6市で補助金を拠出していくことになっています。額はまだ決まっていません。また設置年度についてもまだわかりません。もう1点は、自立支援法にもとづいて策定した障害福祉計画では、流山市には入所施設はありませんがいろいろな入所施設がありますが、そこに入所している人はそのまま入所するのが前提となります。移行するのは本人のお考えが基本になります。

事務局： ご質問がありました新知的障害者更生施設それから新つばさ学園の目標が平成26年度となっていますが、この計画はこの計画として定めまして、実は市のほうの次期の10か年の計画を20・21年度に定めることになっています。これが22から24までの3年、25から27までの3年、そして28から31年までの4年の10か年の後期基本計画、市の骨格を定めますので、もちろんその中に22年度からの市の計画に盛り込んでいって早期に実現を図っていきたいと思っています。

議長： ありがとうございます。そのほかにありますか。

委員： 骨子案の中の生活環境の整備に入ると思うのですが、市役所等の駐車スペースが適正に利用されているかということです。ある障害者の方が自分が使おうとしたら使われており、その方に伺ったらそんな関係ないとさっさと行かれたということです。それでは困るので適正に利用するために利用証というものを発行してもらえるのか伺います。いまホームセンターでもマークを売っており、車に付けている人がいるのです。障害者の方が困らないように適正に利用できるようにされてはいかがでしょうか。

事務局： 障害者の方の駐車場の利用についてですが、障害者が駐車場を優先的に利用できるという利用証の発行はできないと考えます。まだ10か所ですが大きなところにハートプラスマークを、見かけは障害がないように見える内部障害の人にも止められるように付け替えました。なかなか障害をお持ちですかと聞けないものと考えます。徹底するとすれば施設管理者に通知を出して障害者の駐車場に掲げて啓発するしかないと考えます。

議長 青森県では、一般の車にシールが貼ってあるのです。「私は障害者の駐車場には止めません」とみんな貼っているのです。健常者が貼っているのです。効果があるのではないかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。今後、進捗にあわせてご意見をうかがうことになると思います。本日はここまでとしたいと思います。